

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長

坂 本 雅 彦

(公 印 省 略)

任意継続組合員加入申出の事前受付について (通知)

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。
令和 7 年 3 月 3 1 日付けで退職する方のうち、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する方を対象に、下記のとおり任意継続組合員加入申出の事前受付を行います。

事前受付期間中に加入申出を行うことにより、組合員は退職日までに所属所を通じて払込取扱票を受け取ることができます。

つきましては、任意継続組合員制度への加入を希望する方のうち、再就職等をしないことが確実である方については、事前受付期間中に加入申出手続を行うよう、周知方よろしく申し上げます。

記

1 昨年度からの変更点

これまでは、任意継続組合員申出書等書類を提出していただいた後、任意継続組合員証等と払込取扱票を併せて送付していましたが、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行してからは、任意継続組合員申出書等書類を提出していただいた後、先に払込取扱票を送付し、掛金の入金を確認後、マイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書等を交付することになりました。

変更後の詳しい手順手順については、別紙 1 を御確認ください。

2 任意継続組合員制度

(1) 対象者

退職日までに引き続き 1 年 1 日以上共済組合の組合員期間があり（令和 6 年 3 月 3 1 日以前に組合員となった方）、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで退職する方のうち、任意継続組合員制度への加入を希望する方。

※ 上記の組合員期間には、過去に任意継続組合員であった期間は含みません。また、他の公務員共済組合から引き続き組合員となったときは、元の組合の組合員期間を通算します。

※ 令和 7 年 4 月 1 日付けで次のア～オのいずれかに該当する方は、任意継続組合員制度に加入できません。現時点で退職後に加入する健康保険制度について未定であり、下記ア～オに該当する可能性がある方は、事前受付期間中に加入申出手続を行わないでください（10（3）のとおり、事前受付期間後にも加入申出が可能です。）。

ア 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員）として働く方（公立学校共済組合の組合員資格が

継続します。)

イ 臨時的任用教職員・会計年度任用職員(日勤講師等を含む。)として働く方のうち、短期組合員資格取得の要件を満たす方

ウ 民間企業等(私立学校を含む。)に再就職する方のうち、就職先の健康保険に加入する方

エ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方

オ 後期高齢者医療制度に加入している方

※ 再就職先の勤務形態によっては健康保険制度が適用されず、任意継続組合員制度へ加入できる場合もあります。再就職先の健康保険制度が適用されるかどうか、事前に確認してください。

(2) 加入期間

最長2年間。資格喪失後は国民健康保険等へ加入することになります。

(3) 受けられる給付及び利用できる事業

ア 短期給付

現職組合員の場合と変わりありません。ただし、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金は支給されません。また、出産手当金及び傷病手当金については、在職中に支給要件を満たしている場合にのみ支給されます。

イ 福祉事業

現職組合員の場合と変わりありません。ただし、貸付事業、福祉保健制度及びアイリスプランは利用できません。

※ 長期給付(年金制度)については対象外となるため、組合員自身が国民年金加入手続を行う必要があります。

3 任意継続掛金

(1) 任意継続掛金の算出方法(月額)

以下のア又はイのいずれか少ない額に掛金率0.10928(短期掛金率0.0932、介護掛金率0.01608)(予定)を乗じた額が1か月分の掛金となります。ただし、介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

ア 退職時の標準報酬月額

イ 全組合員の平均標準報酬月額(令和7年度の場合は380,000円を適用)

※ 令和7年度の掛金率は、令和7年3月に決定されます。

(2) 平均標準報酬月額の算定方法

上記(1)イは、令和6年9月30日における全組合員(任意継続組合員を含む。)の標準報酬月額の平均額から求めた額となります。

(3) 掛金の払込・支払方法

ア 口座振替払い

毎月指定の口座から自動引落としとなりますが、加入月(令和7年4月)とその翌月(令和7年5月)分については払込取扱票による払込みとなります。掛金の自動引落としは、みずほ銀行のみでの取扱いとなっております。口座振替払いを希望される場合は、4(3)イの方法により手続が必要です。

イ 払込取扱票払い

払込取扱票等による払込みとなります。「毎月払い」「半年払い」「一年払い」のいずれかを選択してください。

(4) 掛金の割引

払込取扱票払いのうち、「半年払い」には約1%、「一年払い」には約2%の割引が適用されます。

(5) その他

任意継続掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続組合員がその資格を喪失した場合においては、請求に基づき、前納された任意継続掛金のうち未経過期間に係るものを還付します。

ただし、任意継続組合員の資格取得月にその資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金は還付しません（資格取得月にその資格を喪失し、更にその月に組合員の資格を取得した場合を除きます。）。

退職時の標準報酬月額が変更された場合、任意継続掛金を追徴又は還付する場合があります。その場合は、公立学校共済組合東京支部から御連絡します。

4 加入申出手続

(1) 受付期間

令和7年1月27日（月）から令和7年2月7日（金）まで ※資格担当必着

(2) 提出方法・提出先

交換便又は郵便

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

公立学校共済組合東京支部（教育庁福利厚生部内）

給付貸付課資格担当

(3) 提出書類

ア 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕

本通知の添付様式をコピーして使用してください。

イ 預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継2〕 ※該当者のみ

掛金の払込方法を「口座振替払い」にする場合に作成し、みずほ銀行に提出してください。銀行での口座確認の後、「任意継続組合員申出書」〔用紙 No. 任継1〕に「みずほ銀行口座確認印」の押印があることを確認してください（銀行での口座確認の際、所定の欄に押印を受けるよう組合員へ案内をしてください。）。

住所及び口座は、「任意継続組合員申出書」〔用紙 No. 任継1〕に記入したものと同一ものであることを確認してください。

ウ 任意継続組合員被扶養者取消確認書〔用紙 No. 任継3〕 ※該当者のみ

任意継続組合員制度への加入に当たり、令和7年4月1日以降被扶養者認定を継続しない被扶養者がいる場合に提出してください。

なお、現職時から被扶養者認定を受けている方で、引き続き被扶養者としての要件を備えている場合は、任意継続組合員の被扶養者として認定します。この場合の手続は不要です。

エ 給付金等振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し ※該当者のみ

給付金等振込口座を現職時のものから変更する場合は、該当口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座番号・本人名義の分かる箇所）を添付してください。

オ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書 ※該当者のみ

マイナンバーカードの健康保険証利用登録（以下「マイナ保険証利用登録」という。）は任意の手続であることを踏まえ、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方については、医療保険者（公

立学校共済組合)に申請することにより、任意に解除の手続を行うことができることとされました。

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を、「任意継続組合員申出書」と併せて提出していただくことで、マイナ保険証利用登録済であっても、「資格確認書」が交付されます。

5 払込取扱票等の送付

払込取扱票等は、委託業者から各教育委員会等を経由して3月初旬頃に所属所宛て送付します。払込取扱票等が所属所に届きましたら、組合員にお渡しいただくようお願いいたします。

6 掛金の払込み

払込取扱票を使用し、最寄りのゆうちょ銀行、郵便局又は銀行から所定の期日までに払い込むよう、組合員に案内をしてください。また、下記ア～ウについても案内をしてください。

ア 払込みについては、ゆうちょ銀行、郵便局又は銀行ともに所定の手数料がかかります。みずほ銀行からの払込みには手数料は不要です。また、インターネットバンキング又はATMも利用できます。詳しくは別紙2を御確認ください。

イ 「半年払い」の令和7年度上半期分、又は「一年払い」の令和7年度分掛金は令和7年3月31日までに、「毎月払い」又は「口座振替払い」の令和7年4月分掛金は退職日から起算して20日以内(令和7年4月18日(金)まで)に払い込むよう案内をしてください。

ウ 払込期日までに掛金の払込みを行わないと、任意継続組合員制度への加入は取消となり、任意継続組合員にならなかったものとみなされます。

7 マイナ保険証及び資格確認書について

マイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります。

(1) マイナ保険証保有者

公立学校共済組合が掛金の入金を確認後、資格情報のお知らせを送付します。資格情報のお知らせが届いた日以降はマイナ保険証をお使いいただけます。

(2) マイナ保険証を保有していない方(資格確認書が交付される方)

公立学校共済組合が掛金の入金を確認後、資格確認書及び資格情報のお知らせを交付します。

マイナ保険証を保有していない方(資格確認書が交付される方)は下記のとおりです。

- ・ マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納された方
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申し出た方、利用登録を解除した方
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

※ 公立学校共済組合が掛金の入金を確認できるまでには、入金後概ね10日前後がかかります。

8 資格確認書及び資格情報のお知らせの送付

資格確認書及び資格情報のお知らせは、掛金の収納を確認し次第、公立学校共済組合東京支部から順次組合員自宅宛て送付します。

なお、昨年度まで提出いただいた「任意継続組合員事前受付申出者リスト兼手続報告書」は廃止しました。

9 加入申出の取下げ

払込取扱票等を交付する際に、1（１）ア～オのいずれかに該当する方ではないことを、再度確認してください。

万一、他の健康保険制度に加入することが判明した場合には、任意継続組合員加入申出の取下げの手続を行っていただくこととなります。至急、給付貸付課資格担当まで連絡してください。

10 その他

（１）退職後の健康保険制度

任意継続組合員の加入申出に当たっては、任意継続組合員と国民健康保険の保険料や給付内容を比較検討した上で、退職後に加入する健康保険制度を選択するよう案内をしてください。国民健康保険については、居住地の区市町村へお問い合わせください。

また、家族が加入している健康保険制度の被扶養者になる予定の方には、その健康保険制度へ被扶養者認定要件等を事前に確認するよう案内をしてください。

（２）任意継続組合員被扶養者認定の手続

任意継続組合員制度へ加入後、新たに被扶養者を認定する場合は別途手続が必要です（例：令和7年3月31日付けで夫婦ともに退職し、夫が任意継続組合員に、妻がその被扶養者になる場合⇒任意継続組合員である夫が、令和7年4月1日以降に被扶養者認定手続を行ってください。）。

任意継続組合員制度加入後の手続は所属所を介しませんが、各所属所におかれては、退職前に被扶養者認定手続について周知をお願いします。被扶養者認定要件等の詳細については、「福利厚生ハンドブック」の「被扶養者を認定・取消しするとき」を参照するよう案内をしてください。

（３）今後の加入申出

加入申出の受付期間については下表とおりです。

令和7年2月10日以降の加入申出手続については、別途通知します。

	対象者	受付期間	払込取扱票送付時期
3月31日退職者 事前受付①（本通知）	3月31日退職者	1月27日～2月7日	3月初旬
3月31日退職者 事前受付②	事前受付①に手続を行っていない3月31日退職者	2月10日～3月31日	3月中旬以降順次
3月31日退職者 当初受付	4月1日以降に手続を行った3月31日退職者	4月1日～4月18日	受付以降順次
3月30日以前退職者 事前受付、当初受付	3月中に退職かつ3月30日以前退職者	2月10日～退職日から20日を経過する日	3月中旬以降順次

※ 当初受付とは、退職日以降に加入申出の受付を行うことを指します。

問合せ・提出先

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 03-5320-6826

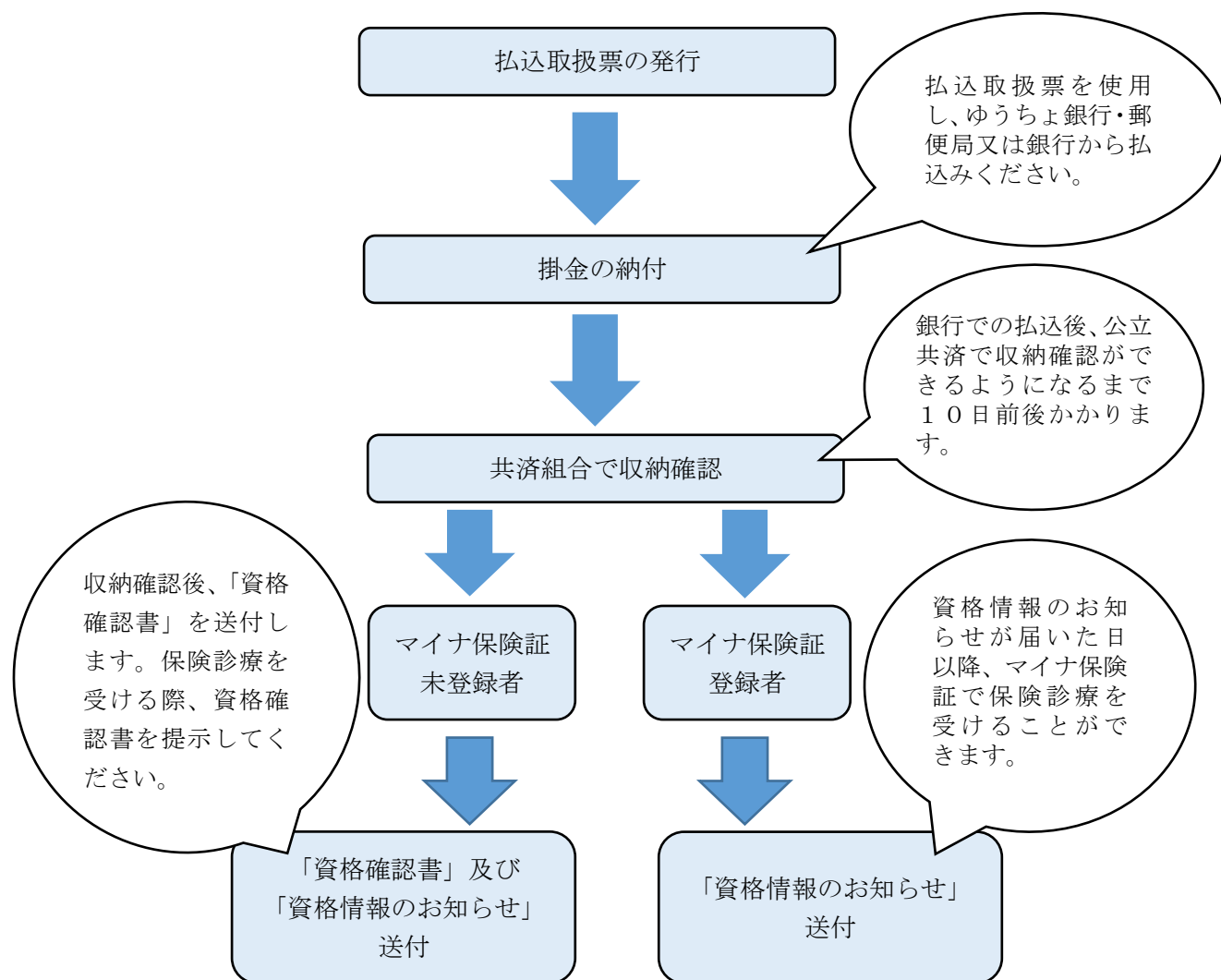
任継加入申出の事前受付手続き手順について

令和6年12月2日以降の任継加入申出の事前受付手続き手順について

手続き手順は以下のとおりとなります。

①	【所属所（共済事務担当者⇒対象組合員）】 「任意継続組合員申出書」（添付様式）等必要書類を対象組合員に手渡し、必要事項を記入してもらってください。 ※ 現在、マイナ保険証の利用登録済の方には、「資格確認書」は交付しません。「資格確認書」の交付を希望する場合は、この申出書と併せて「<u>マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書</u>」（公立学校共済組合東京支部ホームページ掲載）を御提出ください。
②	【所属所（対象組合員⇒共済事務担当者）】 「任意継続組合員申出書」（添付様式）に必要事項（電話番号、掛金の払込方法等）が記入されているか、添付書類が揃っているか、令和7年4月1日付で再就職の予定等がないかを確認の上、受理してください。
③	【所属所⇒公立共済】 「任意継続組合員申出書」等書類を交換便・郵送等で、<u>令和7年1月27日（月）から令和7年2月7日（金）（資格担当必着）</u>に資格担当宛に提出してください。 ※ ただし、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内（<u>令和7年4月18日（金）まで</u>）に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続きを完了させることが必要です。
④	【公立共済⇒対象組合員】 3月初旬、「払込取扱票」等関係書類を所属所宛て送付します。 ◆ これまでは、「組合員証等」と「払込取扱票」を併せて送付していましたが、令和6年12月2日以降の任継加入者については、先に「払込取扱票」のみを送付し、掛金の納付後、資格確認書等を交付することとなります。 ■ マイナ保険証保有者⇒公立共済で掛金の収納を確認し次第、組合員自宅宛に「資格情報のお知らせ」を送付します。「資格情報のお知らせ」が届いた日以降はマイナ保険証を御利用いただけます。 ■ マイナ保険証を保有していない方⇒公立共済で掛金の収納を確認し次第、組合員自宅宛に「資格確認書」（有効期限2年のもの）及び「資格情報のお知らせ」を送付します。 ※ <u>銀行での払込後、公立共済で収納確認ができるようになるまでには概ね10日前後かかります。</u> ※ お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）及び資格情報のお知らせを交付いたします。 なお、公立共済の窓口受付時間は平日のみ9時から12時、13時から16時30分となっております。

掛金の納付から資格確認書等がお手元に届くまでの流れ



「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）及び「資格情報のお知らせ」は、掛金を納付していただき、公立共済が収納を確認してから組合員の御自宅宛て送付しますが、収納確認まで10日前後かかります。

このため、お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）及び「資格情報のお知らせ」を即日交付いたします。

公立共済窓口受付時間
平日のみ
9：00～12：00
13：00～16：30

任意継続掛金インターネットバンキングまたはATMによる振込について

1 振込口座情報：以下の口座に振込みください。

	右記による振込 <u>以外</u>	ゆうちょ銀行 ネットバンキングによる振込※
金融機関名	みずほ銀行	ゆうちょ銀行
支店名	都庁出張所 店番：777	記号：00180-2 番号：144946
口座種別	普通預金	
口座番号	3011863	

※ ゆうちょ銀行ATMからの払込については、払込取扱票を利用してください。

2 振込の際、依頼人欄に以下の管理番号10桁(以下①+②)・組合員氏名の順に御入力をお願いします。

※ スペースは入れないでください。

① 年一括払い：11、半年払い：12、各月払い：13

② 任意継続組合員番号（8桁）

例：組合員氏名：キョウサイジロウ、組合員番号：12345678、各月払いの場合
⇒「1312345678キョウサイジ`ロウ」を入力してください。

①各月払い ②組合員番号 組合員氏名

※みずほ銀行間で振り込まれる場合は、原則として手数料はかかりません。

※手数料については、各金融機関に御確認ください。

金額は払込取扱票に記載された金額を過不足なく振り込んでください。

※ ATMでの入力漏れ等により、掛金収納の確認作業に時間を要する場合があります。

公立学校共済組合東京支部
福利厚生課経理担当
03-5320-6822